

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県医師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、医師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区駅元町19番2号
公益社団法人 岡山県医師会
会長

石川 結

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県栄養士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、栄養士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集・分析
- (2) 避難所、給食施設、仮設住宅等における栄養・食生活支援
- (3) 円滑な食事提供の運営や食糧供給の質の確保等に必要な後方支援

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市中区古京町一丁目1番17号

公益社団法人 岡山県栄養士会

会長

森 恵子

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 岡山県介護支援専門員協会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、介護支援専門員の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の健康状態把握
- (2) 介護者の状況把握
- (3) 介護計画と介護サービスの実情把握と調整
- (4) 避難所、仮設住宅、自宅等生活環境と課題の把握
- (5) 要介護生活での相談

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市中区西川原251番1号

おかやま西川原プラザ別館

特定非営利活動法人 岡山県介護支援専門員協会
会長

堀部 徹

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、介護福祉士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態把握及び医療関係者との連携
- (2) 栄養・衛生・環境等の把握と連携
- (3) 生活状況の把握及び悪化予防
- (4) 要配慮者・要医療者への支援
- (5) 精神面の支援

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区南方二丁目13番1号
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館
きらめきプラザ 7階

一般社団法人 岡山県介護福祉士会

会長 守達 悦子

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県看護協会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、看護師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市北区兵団4番31号
公益社団法人 岡山県看護協会
会長 尾田明美

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県作業療法士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、作業療法士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区谷万成一丁目6番5号
一般社団法人 岡山県作業療法士会

会長 梅原 伸二

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、歯科医師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 口腔内衛生状態のチェック
- (2) 口腔保健指導
- (3) 口腔ケア
- (4) 簡単な口腔機能訓練

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請

求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原本隆太

乙 岡山市北区石関町1番5号

岡山県歯科医師会館

一般社団法人 岡山県歯科医師会

会長

酒井昭則

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県歯科衛生士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、歯科衛生士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 本人及び介護者への歯科保健指導（歯磨き指導、うがいの方法、健口体操）
- (2) 誤嚥性肺炎予防のための施設（障害者・高齢者）での口腔ケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区石関町1番5号

岡山県歯科医師会館1階

一般社団法人 岡山県歯科衛生士会

会長

杉山 珠美

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、社会福祉士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所・仮設住宅等での生活者に対する生活課題のアセスメント
- (2) 避難者等のニーズ調査
- (3) 相談員の派遣

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木隆太

乙 岡山市北区南方二丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館

きらめきプラザ 7階

一般社団法人 岡山県社会福祉士会

会長

中田 雅章

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県獣医師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、獣医師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地又は避難所における飼養動物の治療に関すること。
- (2) 被災地又は避難所における飼養動物の健康相談に関すること。
- (3) 被災地の動物に関する情報の収集及び提供に関すること。

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原本隆太

乙 岡山市北区下中野350番103号

公益社団法人 岡山県獣医師会

会長 春名章宏

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、柔道整復師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市北区天神町8番28号
公益社団法人 岡山県柔道整復師会

会長 南正吾三

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県障害福祉施設等協議会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、障害福祉施設等の職員を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者への支援
- (2) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区南方二丁目13番1号
岡山県障害福祉施設等協議会

会長 片山 健

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県助産師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、助産師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市東区下阿知889番

一般社団法人 岡山県助産師会

会長

東森二三子

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人 岡山県診療放射線技師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、診療放射線技師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市北区岡町16番10号201
公益社団法人 岡山県診療放射線技師会

会長 藤田 仁

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とNPO法人 岡山県精神科医会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、精神科医の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 要配慮者・要医療者支援
- (5) 精神科医療の提供と精神保健活動の支援

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区鹿田本町3番16号

NPO法人 岡山県精神科医会

理事長

中島 隆爾

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、精神保健福祉士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害支援活動に参加する会員の派遣調整
- (2) 精神保健福祉相談
- (3) 精神保健福祉に関する情報収集・情報提供

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山県岡山市北区谷万成一丁目6番5号

特定医療法人万成病院生活支援相談室内

岡山県精神保健福祉士協会

会長

河合 宏

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、薬剤師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理・環境整備
- (2) 服薬指導

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区表町一丁目3番50号
一般社団法人 岡山県薬剤師会

会長 赤澤 昌樹

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県理学療法士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、理学療法士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、保健衛生班が行う次の活動のうち、乙の特性を踏まえ、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 健康状況把握・健康相談・健康教育
- (2) 栄養管理・衛生管理・環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）支援
- (6) 心のケア

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市北区大供三丁目2番18号
岡山医療技術専門学校内

一般社団法人 岡山県理学療法士会
会長

國安 勝司

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、臨床心理士の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) コンサルテーション等の間接支援
- (2) 救援業務を行なう保健師等に生じる惨事ストレスに対する心のケア
- (3) 被害者支援カウンセリング制度等を利用した被災者に対するカウンセリング等の直接支援（継続支援が可能な場合）

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請

求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区南方二丁目13番1号
きらめきプラザ2階

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター貸事務所NO. 7

岡山県臨床心理士会

会長 谷原 弘之

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、はり師及びきゅう師である者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙活動員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) はり及びきゅうの施術
- (2) 東洋医学に基づく経穴等を用いた自己管理、廃用性症候群の予防等の健康指導
- (3) 心のケア
- (4) 医療チームとの連携
- (5) その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、旅費及び時間外勤務手当
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条各号に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請

求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月5日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区本町5番20号
公益社団法人岡山県鍼灸師会
会長

内田 輝和

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とおかやま在宅保健師等の会「ももの会」（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、保健師、助産師、看護師、栄養士又は歯科衛生士である者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙活動員のうち、保健師、助産師及び看護師である者の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状況の把握、健康相談及び健康教育
- (2) 栄養管理、衛生管理及び環境整備
- (3) 服薬指導
- (4) 口腔ケア
- (5) 要配慮者及び要医療者（要服薬者を含む。）の支援
- (6) 心のケア
- (7) その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

2 乙活動員のうち、栄養士である者の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集及び分析
- (2) 避難所、給食施設、仮設住宅等における栄養改善及び食生活の支援
- (3) 円滑な食事提供の運営、食料供給の質の確保等に必要の後方支援
- (4) その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

3 乙活動員のうち、歯科衛生士である者の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 歯科保健指導（歯磨き指導、うがいの方法及び健口体操）
- (2) 障害者施設及び高齢者施設における誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア
- (3) その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するも

のとする。

- (1) 派遣期間中の日当、旅費及び時間外勤務手当
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月5日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区桑田町17番5号
おかやま在宅保健師等の会「ももの会」
会長

四海 = 子

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本健康運動指導士会岡山県支部（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、健康運動指導士である者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙活動員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) エコノミークラス症候群の発症予防及び有症者の情報提供
- (2) 個々の身体状況に合わせた運動の指導
- (3) 自律的に行える運動プログラムの提供
- (4) その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動

（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、旅費及び時間外勤務手当
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条各号に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月5日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原本 隆太

乙 岡山市北区絵図町1番50号
特定非営利活動法人日本健康運動指導士会岡山県支部
支部長

石尾 正紀